

(5)その他連絡事項について

- ・特定都市河川浸水被害対策法
- ・農地、農業用施設を活用した流域治水の推進について

令和4年1月19日

流域治水関連法の一部を改正する法律

(令和3年法律第31号)

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法 【公布:R3.5.10 / 施行:公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

- ① 特定都市河川の指定要件の見直し
- ② 流域水害対策計画の充実、協議会制度の創設
- ③ 地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進
- ④ 貯留機能保全区域制度の創設
- ⑤ 浸水被害防止区域制度の創設

6ヶ月以内施行

※R3.11.1施行

特定都市河川の指定要件の見直し

6ヶ月以内施行 ⇒ R3.11.1施行

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、**河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川**として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川を指定**
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

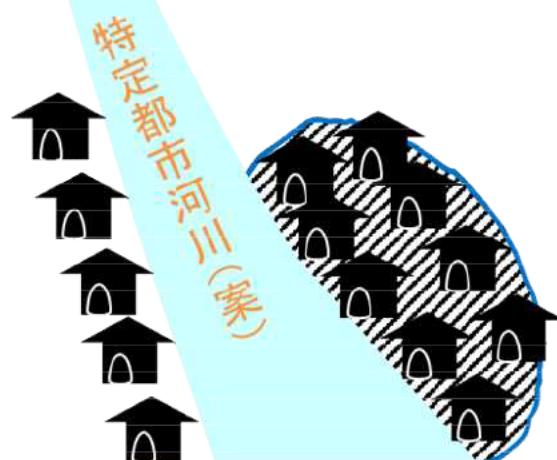
【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により
河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

河道等の整備による浸水被害の防止が
①により困難な河川

①市街化の進展

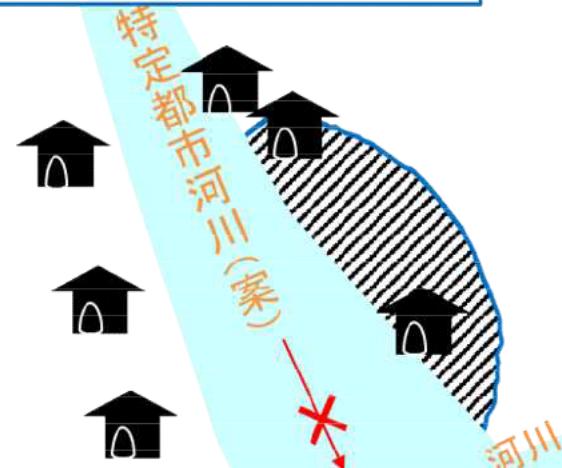


市街化区域等の人口・
資産が集積した区域を流下

指定要件追加

河道等の整備による浸水被害の防止が②又は③により困難な河川

②接続する河川の状況



③周辺地形その他の 自然的条件

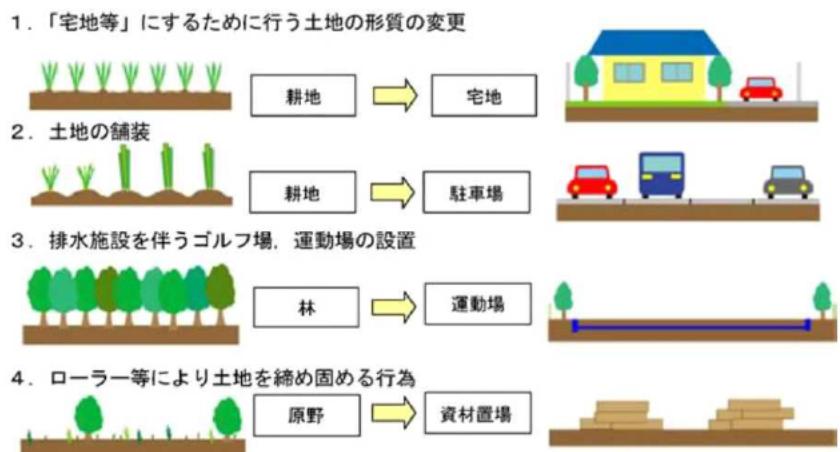
狭隘部により流下
困難
その他地質、自然
条件等



【改正前からの制度】雨水浸透阻害行為の許可及び保全調整池の指定等

雨水浸透阻害行為の許可等

- 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。



※宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場の土地は「宅地等」として当該土地で行われる行為は雨水浸透阻害行為に該当しない。
※宅地の判断 ⇒ 土地登記簿に記載された地目及び現地写真、航空写真等により判断。

<対策工事の事例:建物の地下に雨水貯留施設を設置>



保全調整池の指定等

- 一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整地として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。
埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池

埋め立て後の状況

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と**協定を締結して管理できる**。

(4) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

【保全調整池の指定要件】

- (1) 宅地開発等指導要綱に基づいて設置されたもの、又は宅地開発等指導要綱に基づかないものであっても地方公共団体の指導又は要請に基づいて設置されたもの。
- (2) 洪水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- (3) 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

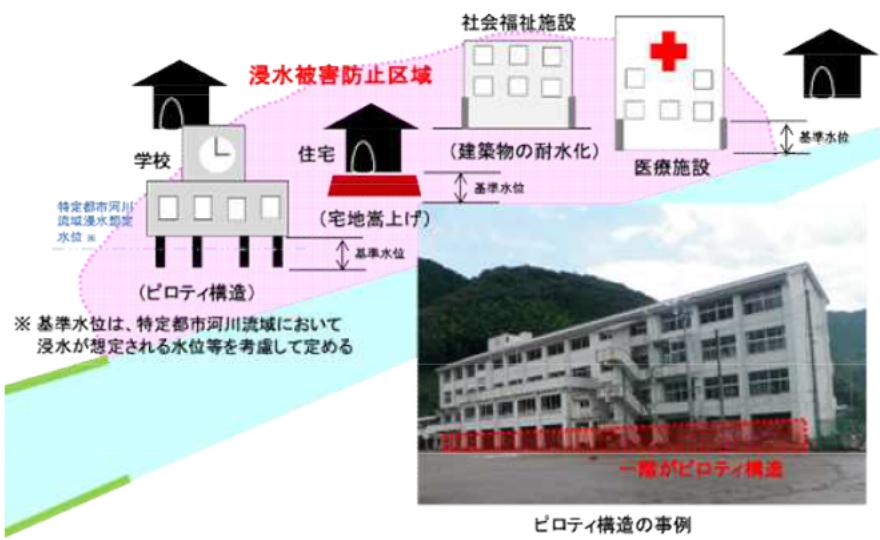
貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、堤の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出(着手する30日前までの届出義務)なければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる



浸水被害防止区域制度の創設

- 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。
- 開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。
- 建築規制については、住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。



【新たな制度】 地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

6ヶ月以内施行 ⇒ R3.11.1施行

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。



【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
[補助率等]	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等
現行			1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度～)	<p>河川管理者：</p> <p>※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備</p>	<p>地方公共団体への補助</p> <p>1/2</p> <p>特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設</p>	<p>認定事業者への補助</p> <p>1/2</p> <p>特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設</p> <p>固定資産税の減免</p> <p>認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例</p>



↓



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池) 5

国水計調第7号
令和3年9月29日

北海道開発局
河川調整推進官 殿
各地方整備局
河川調査官 殿

水管理・国土保全局
河川計画課河川計画調整室長
(公印省略)

農地、農業用施設を活用した流域治水の推進について

近年、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が顕在化しており、今後、更に降雨量等の増加が予測されている。

このような気候変動による外力の増加に対応するため、本年3月30日に公表された一級水系等における「流域治水プロジェクト」では、河川整備をより一層加速するとともに、農地や農業用ダム等の農業用施設が有する雨水貯留機能や洪水調節機能等の多面的機能を活用する取組が、流域のあらゆる関係者と協動して行う施策の一つとして位置づけられているところである。

流域における水災害の軽減に資するために、これらの施策が着実に進むよう別紙の通り農林水産省と国土交通省が連携して取り組むこととしたので通知する。

については、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対してこの旨を周知するとともに、関係市町村にも共有されるよう本通知を周知されたい。また、農林水産省から地方農政局等に対して本通知を周知していることを申し添える。

【別紙】

令和3年9月28日

農林水産省農村振興局

国土交通省水管理・国土保全局

農地、農業用施設を活用した流域治水の推進について

都市・市街地の近傍や上流域には、農地や農業用ダム等の農業用施設が位置している。本年3月30日に公表された一級水系等における「流域治水プロジェクト」には、これらが有する雨水貯留機能や洪水調節機能等の多面的機能を活用する取組が流域のあらゆる関係者が協働して行う施策の一つとして位置付けられている。

今後、プロジェクトが着実に推進されるよう農林水産省と国土交通省は、次のとおり連携して取り組むこととし、所管の関係機関等へ周知を図るものとする。

【農林水産省 農村振興局の取組】

農地、農業用施設を活用した流域治水対策が円滑に進むよう、農林水産省は以下の取組を行う。

- 第1 気候変動等に伴う営農形態の変化を踏まえ、今後の農業用水にかかる水利用について検討を行う。
- 第2 農業用ダムの事前放流の定量的・定性的な評価について、国土交通省と連携して取り組む。また、都道府県、市町村、土地改良区等（以下「都道府県等」という。）と連携して農業用ダムの事前放流の課題やダムから事前放流した水の有効活用手法、事前放流後に水位が回復しない場合の対応策について検討し、洪水調節機能強化の取組を推進する。
- 第3 都道府県等と連携して、水田の雨水の一時貯留能力を高める取組である「田んぼダム」を普及促進し、田んぼダムに取り組む水田面積の拡大に努める。
また、農林水産本省内に有識者委員会を設置し、水田の持つ雨水貯留能力の特性、効果及び「田んぼダム」の普及・拡大に向けた留意点について検討する。
- 第4 都道府県等と連携して、ため池の整備等を支援し、事前放流や低水位管理によるため池の洪水調節機能強化の取組の拡大に努める。
- 第5 都道府県等と連携して、農業用排水施設等の整備を推進し、的確な排水操作に努めるとともに、施設の有効活用による湛水被害の軽減に努める。

【国土交通省 水管理・国土保全局の取組】

農地、農業用施設を活用した流域治水対策が円滑に進むよう、農林水産省が行う取組に協力する。

- 第1 国土交通省が許可等を行っている水利使用に関し、気候変動に伴う営農形態の変化を踏まえた今後の農業用水にかかる水利使用について、まず農林水産本省による検討に協力する。

第2 農業用ダムの事前放流の効果の定量的・定性的な評価について、農林水産省と連携して取り組む。また、農業用ダムの事前放流の課題やダムから事前放流した水の有効活用手法について、まず農林水産本省が行う検討に協力する。

なお、事前放流後にダムの水位が回復しない場合の水利用の調整に関して、農林水産省をはじめとする関係利水者の相談に応じ、必要な情報を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

第3 農林水産本省が設置する田んぼダムに係る有識者委員会に参画するとともに、雨水貯留機能を持つ水田に接続する河川に対する治水効果及びその及ぶ範囲に関して、定量的・定性的な評価を行う。

第4 廃止又は用途替えされた農業用ため池のうち、治水効果が見込まれるため池を治水対策として有効活用する施設の整備について支援する。

担当 農林水産省農村振興局整備部水資源課長
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長